定数と報酬のあり方について

1 議会定数削減状況について

(1) 岩手県久慈市議会

24 人→20 人 (平成 29 年 7 月条例可決)

(2)福島県会津若松市議会

30 人→28 人 (平成 30 年 9 月条例可決) 監視機能、政策立案機能、民意吸収機能の 3 つの機能が低下すること なく維持できる。

(3) 京都府長岡京市議会

24 人 \rightarrow 22 人 (令和 3 年 7 月条例可決) 3 常任委員会があり、ひとつの委員会で討議できる人数を 7 人とした。 プラス議長で 22 人。

(4)深川市議会

16 人→14 人(平成 31 年 3 月条例可決) 議会改革特別委員会を設置

- ・現在の議員定数で3回の選挙を経ている
- ・人口減、町財政の負担軽減

(5) 名寄市議会

18 人→16 人 (令和 3 年 9 月条例可決) 議会改革調査特別委員会において継続的に協議 議長から議会運営委員会に諮問